

平成30年度SNS等を活用した魅力発信事業委託業務 業務仕様書

1 業務の目的

近年、若年層を中心に、スマートフォンの普及と相まって、テレビ・新聞離れが加速し、インターネットのほか、ツイッターやフェイスブック、LINE、InstagramなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用者が増加している。

総務省「平成29年版 情報通信白書」によると、代表的SNSの利用率の推移は2012年の41.4%から2016年には71.2%まで上昇しており、スマートフォンの普及と合わせてSNSの利用が社会に定着してきたことがうかがえる。年代別にみると、10代20代は2012年時点から利用率が比較的高い傾向にあったが、20代は2016年には97.7%がSNSのいずれかのサービスを利用しており、この世代ではスマートフォンやSNSが各個人と一体ともいえる媒体となっている。40代50代は2012年時点の利用率はそれぞれ37.1%、20.6%であったが、2014年から2015年にかけて利用率が上昇し、2016年にはそれぞれ利用率が80%程度、60%程度となっている。

このことから分かるように、日常の情報収集の手段としてSNSは主流となっており、ユーザー数の増加や拡散性を考慮すると、地域資源の魅力発信や集客を促進させるためのツールとして有効であることが分かる。

ついでに、滋賀県観光キャンペーン「虹色の旅へ。滋賀・びわ湖」が開催されるなど、滋賀に注目が集まるこの機会に、SNS等を活用した魅力発信を行うことで、愛荘町への集客促進を図るものとする。

また、2017年の流行語大賞にもなった「インスタ映え」という言葉にも表れているように、写真のクオリティによって人の興味・関心が高まり、誘客促進につながるということが分かっていることから、愛荘町の魅力を高める写真の撮影を委託し、その写真を本委託業務内のSNSでの発信やPR用ポスター、チラシ、パンフレットなどの広報物に活用することで誘客促進を図るものである。

■参考データ

平成29年度に実施した「愛荘町観光意識調査」では、以下の結果が報告されている。

【観光客ヒアリング調査】

(問) おでかけや旅行を計画する際の情報の入手先 (回答数: 675)

- ・インターネット 49.8%
- ・観光パンフレット 30.2%
- ・ブログやSNSの投稿内容 8.0%

【県外在住者向けインターネット調査】

(問) おでかけや旅行を計画する際の情報の入手先 (回答数: 1,000)

- ・インターネット 23.9%
- ・ブログやSNSの投稿内容 14.8%
- ・観光パンフレット 7.8%

【町民意識調査】

(問) 愛荘町の観光振興のために取り組むべきこと (回答数: 507)

・町外・県外へのPR・宣伝 22.9%

2 業務の名称

平成30年度SNS等を活用した魅力発信事業委託業務

3 契約者

愛荘町長 有村 国知

4 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

5 履行場所

愛荘町内 他

6 業務内容

① 愛荘町内の地域資源や実施事業・イベントなど、SNSを活用したプロモーションの展開

- ・ 取り上げる題材は本町と協議のうえ決定するものとし、2企画以上のプロモーションを可能な限りのSNSツールを活用してそれぞれ展開すること。
- ・ プロモーションの展開にあたっては、企画・取材・写真撮影・記事制作・掲載・効果測定までの一式を受託者が担うこと。

② 愛荘町内の地域資源や実施事業・イベントなど、愛荘町の魅力を高めるハイクオリティな写真の撮影

- ・ 写真については、本委託業務内のSNSでの発信に活用いただくほか、PR用ポスター、チラシ、パンフレットなど今後発行する広報物等に活用するものとする。
- ・ 四季や天候等も考慮し、被写体はあらゆる角度から愛荘町の魅力を訴えかける訴求力の高い写真を撮影すること。
- ・ 写真はあらゆる広報媒体に活用するため、B1サイズまでのポスターに活用できる画像サイズを備えること。
- ・ 委託期間外にしか撮影できない愛荘町内の写真を所有している場合、成果品として提出することができるものとする。
- ・ 「季節感のある美しい風景」「歴史的な文化的資産」「古くから伝わる伝統的なものづくり・匠の文化」「多くの人に訪れてほしい観光地や祭り」「おいしい料理や食材」「全国にアピールできる愛荘ブランド」等あらゆるテーマの被写体をできる限り撮影すること。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・ プロモーション効果測定報告書
- ・ 本業務にかかるSNS投稿内容 一式
- ・ 本業務にかかる写真撮影データ（JPEG） 一式

※成果物については、紙面および電子媒体（CD-ROM）にて2部ずつ提出すること。

8 委託上限額

1, 123, 200円（消費税及び地方消費税を含む）

9 費用等

本業務に必要な費用（交通費、人件費、入場料他）は委託料に含むものとする。

10. 打ち合わせ・協議

方針・業務内容・スケジュール等業務の遂行に必要な打ち合わせは、原則として愛荘町内で実施する。また、打ち合わせを行った際はその内容について議事録を作成し、委託者の承認を受けること。

11. 書類等の提出

契約締結後、着手時に着工届・工程表・現場代理人等届を、完了時には完了届・実績報告書・目的物引渡書を遅延なく提出すること。

12. 業務内容の保持および著作権、肖像権の取り扱い

本業務を遂行するにあたり、不特定多数への発信を目的としていることから、その権利等について次のとおり整理する。

- (1) 本業務により生じるすべての成果品を町の許可なく公表および貸与してはならない。
また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏えいし、または開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務により生じた著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、そのすべての使用权を愛荘町に帰属するものとする。
- (3) 肖像権については、受注者の責任において、権利者等へ了解を得た上で成果物を納入すること。
- (4) 上記以外の意匠等の権利が発生する場合は、受注者の責任において、権利者等へ了解を得ることとする。
- (5) 権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、愛荘町は責任を負わない。
- (6) 成果品について、委託者は自由に加工、複写、引用などができるものとする。

13. 資料等の貸与および返還

業務の遂行において必要となる図書等の資料は貸与する。また、貸与した図書等の資料は、必要がなくなった場合は、直ちに返還するものとする。

14. 手直し

業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとする。

15. その他

- ・業務の実施に当たっては、関係する諸法令規則を遵守すること。
- ・プロモーションに当たっては、県外や町外の人に本町の魅力が伝わるよう、最も適切

な方法により実施すること。

- ・ 町と協議のうえ、撮影協力者等に関する交渉は受託者が行うこと。
- ・ SNS上に投稿する際は、事前に本町の確認・承諾を受けること。
- ・ 本業務を円滑に処理するため、着手前および本業務の処理状況に応じた適切な時期に、町の担当者と十分な打合せを実施し、調整等を行うこと。
- ・ 委託業務にかかる実績報告については、成果物のほか、委託料にかかる支出明細書、業務の実施状況が分かる写真や報告書を提出すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合については、必要に応じて当事者間で協議してこれを定めるものとする。
- ・ 業務委託料は前払ができるものとする。

16. 問い合わせ先

愛荘町 産業建設部 商工観光課（秦荘庁舎1階） 担当：清水

〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地

TEL：0749-37-8057（直通） FAX：0749-37-4444

E-mail：shoko@town.aisho.lg.jp